



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1403	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
1404	指定一般相談支援事業者の指定	( " ).....	1
1405	救急病院の認定	(医務課).....	2
1406	"	( " ).....	2
1407	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
1408	森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(森林整備課).....	3
1409	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1410	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	5

### ○ 選挙管理委員会告示

88	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	5
89	資金管理団体の届出事項の異動の届出	.....	6
90	政治団体の解散の届出	.....	6
91	政治団体の設立の届出	.....	7

### ○ 監査公表

監査公表第19号	.....	8
----------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012410357	きぼうの木朝来	西牟婁郡上富田町朝来2536	就労継続支援B型	特定なし	特定非営利活動法人きぼうの会	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	平成29.11.1

### 和歌山県告示第1404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日

3031800 372	ボディケア紀泉 台	岩出市西安上99 -1	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	有限会社予防 医学福祉施術 会	大阪府泉佐野市 羽倉崎一丁目1- 62	平成 29.11.1
----------------	--------------	----------------	------------------	------	-----------------------	---------------------------	---------------

**和歌山県告示第1405号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人須佐病院
- 2 所在地 和歌山市吹屋町四丁目30
- 3 有効期限 平成32年11月9日

**和歌山県告示第1406号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 くしもと町立病院
- 2 所在地 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7
- 3 有効期限 平成32年11月1日

**和歌山県告示第1407号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ南紀店  
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 治山正史  
岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号  
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号  
大興産業株式会社 代表取締役 土岐孝司

和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル  
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 縦覧図書のとおり  
(変更後) 縦覧図書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 縦覧図書のとおり  
(変更後) 縦覧図書のとおり
- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 23,364㎡  
(変更後) 25,510㎡
- (4) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 618台  
(変更後) 343台
- (5) 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 2,908㎡  
(変更後) 1,774㎡
- (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 232㎡  
(変更後) 102.8㎡

## 4 変更年月日

平成30年6月28日

## 5 変更する理由

- (1) から (3) まで 別棟増築のため
- (4) から (6) まで 別棟増築及び既存棟の施設の配置の見直しのため

## 6 届出年月日

平成29年10月27日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）  
新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年11月10日から平成30年3月12日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第1408号**

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成29年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成29年12月1日から平成30年3月31日まで

## 2 森林病虫害の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 命令をしようとする理由

平成29年8月24日から同年11月10日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

**和歌山県告示第1409号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市船戸字笑松118番6地先から同市船戸字船戸200番3地先まで	旧	22.68 } 48.49	271.80	
同上	新	22.68 } 48.49	271.80	

**和歌山県告示第1410号**

和歌山県物品電子調達システム機器更新及び運用保守等業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県物品電子調達システム機器更新及び運用保守等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成29年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
テクノ・マインド株式会社  
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号
- 5 落札金額  
206,645,040円（うち消費税及び地方消費税の額15,307,040円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年9月15日

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第88号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日

自由民主党和歌山県第二選挙区支部	石田真敏	主たる事務所の所在地	海南市日方1286-10	岩出市宮83 ホテルいとう1階	平成 29.9.22
民進党和歌山県総支部連合会	浦口高典	代表者	浦口高典	岸本周平	平成 29.10.4

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
中村しんじ後援会	高田亮平	主たる事務所の所在地	紀の川市打田1047-1	紀の川市貴志川町神戸496番地3	平成 29.9.20
増田浩二後援会	古根川みち代	会計責任者	増田亮太	上井紀宏	平成 29.9.20
古川まさのり後援会	古川祐典	主たる事務所の所在地	和歌山市秋月198-5	和歌山市鳴神1053-1 建築センター1F-A	平成 29.8.30
てらもと眞一後援会	小谷一郎	代表者	小谷一郎	横濱義憲	平成 29.9.29
和歌山県ビルメンテナンス政治連盟	土生川汎	主たる事務所の所在地	和歌山市十一番丁52番地	和歌山市福町49 和歌山中橋ビル304号	平成 28.4.1
税理士による岸本周平後援会	大西省悟	主たる事務所の所在地	和歌山市中之島303-14	和歌山市黒田2-2-22	平成 29.6.19

## その他の政治団体の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本薬業政治連盟和歌山県支部	赤澤旭	会計責任者	竹中康昭	上田隆一	平成 29.10.1

## 和歌山県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
古川祐典	古川まさのり後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市秋月198-5	和歌山市鳴神1053-1 建築センター1F-A	平成 29.8.30

## 和歌山県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石井仁後援会	富澤勝義	平成 29.10.3
輪友会	田中太智	平成 29.10.10

## 和歌山県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院和歌山県第2選挙区支部	栄隆則	栄隆則	紀の川市貴志川町北山520-5	衆議院議員	○	平成 29.10.17

## 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県岩出市第二支部	川畑哲哉	奥田崇喜	岩出市高塚48-8	○	平成 29.9.28
自由民主党串本町支部	勝山高嘉	高井英二	東牟婁郡串本町伊串499	○	平成 29.9.29

## その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
舟木孝明後援会	片山高一	松山義弘	紀の川市桃山町元156番地の1	平成 29.7.4
森崇後援会	笠松昭紀	森芳子	東牟婁郡那智勝浦町川関1445の1	平成 29.9.1
芦谷泰臣後援会	芦谷泰臣	芦谷泰臣	海南市井田162-11	平成 29.9.11
栗山まさゆき後援会	西林則男	栗山純子	有田郡有田川町尾中86番地	平成 29.9.20
くすもと文郎はげます会	大川克人	林勤	御坊市島342	平成 29.9.22

石脇順治後援会	石脇順治	石脇世利子	紀の川市西脇148-1	平成 29.9.22
中島詳裕後援会	宮本一彦	武内宜夫	有田郡有田川町清水941番地6	平成 29.9.26
椿原竜二後援会	椿原竜二	宮本昌幸	有田郡有田川町金屋211-8	平成 29.9.29
石井仁後援会	富澤勝義	山野井一美	紀の川市上野47	平成 29.10.4
栄隆則後援会	栄隆則	栄隆則	紀の川市貴志川町北山503-8	平成 29.10.5
輪友会	田中太智	青松直仁	御坊市御坊111-5	平成 29.10.10
和歌山県本田あきこ後援会	稲葉真也	松本正康	和歌山市雑賀屋町19番地	平成 29.10.18

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成29年10月2日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月10日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 尾 崎 要 二  
 和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

#### 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	平成29年10月2日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

#### 2 監査の結果

##### (1) 指摘事項

なし

##### (2) 注意事項

###### ア 那賀振興局地域振興部

(ア) 旅費の支払において、二重払している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。



- a 出納員又は収納員でない職員が現金を取り扱っていた。
- b 現金出納簿が、現金を収受した収納員ごとに作成されていなかった。
- c 収納員から別の収納員に歳入金引き継がれていた。

(ウ) 建設部に係る軽易な支出以外の支出事務を地域振興部で処理していたので、適正に処理されたい。

(エ) 貴志川高校で実施された使用料に係る契約について、契約書でその内容が確認できなかったので、適正な支出審査を行われたい。

#### イ 那賀振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約368万円となっており、前年度末に比し約28万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約504万円となっており、前年度末に比し約52万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成28年度末で約58万円となっており、前年度末と同額となっている。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約26万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(オ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

#### ウ 那賀振興局農林水産振興部

高病原性鳥インフルエンザ埋却物最終処分監理業務に係る委託費について、契約書上、業務完了後に支払うこととしているにもかかわらず、完了前に出来高に応じて一部を支出していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

#### エ 那賀振興局建設部

(ア) 工事請負代金の前金払請求書の請求日が出納整理期間中であつたので、適正に処理されたい。

(イ) 道路維持補修資材置場に係る土地の賃貸借について、長期継続契約とせずに20年の賃貸借契約を締結していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 市町村道路事業県費補助金の変更交付において、変更交付申請に申請額の根拠となる書類が添付されていないにもかかわらず、変更交付決定をしていたので、適正に処理されたい。

(エ) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たさないにもかかわらず、早朝出発を命令し旅費を支出していたので、適正に処理されたい。

(オ) 軽易な支出以外の支出事務を地域振興部で処理していたので、適正に処理されたい。

(カ) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していなかったため、適正に処理されたい。

#### オ 紀北県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は97.2%と前年度末に比し0.3ポイント上昇しており、平成28年度末の収入未済額も約2億2,931万円と、約1,816万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の85%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 未収金の債権管理において、適切な時効中断措置が行われていない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立仙溪学園

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 男子寮及び女子寮の火災通報装置について、不具合確認後直ちに改修されていなかったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立高等看護学院

単価契約に係る決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立貴志川高等学校

使用料に係る契約において、契約内容が確認できない事例があったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

那賀振興局建設部

平成28年度末で廃川敷地2件が未処理となっているので、適正な管理に努めるとともに処分を進められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。